

一九世紀中葉におけるエジプト灌漑行政

加藤 博

はじめに

「ほとんど雨が降らず、その存在をナイルの水に全面的に依存している国としては奇妙に思われるかもしれないが、一八八五年以前のエジプトには、灌漑に関する法律は事実上存在しなかった。しかしながら、一方では、堤、水路の建設・維持、および、氾濫期におけるその管理のため、農村は労働力を賦役として提供しなければならぬこと、他方では、利用可能な水を分配し、土地が耕作可能となるよう計らい、さらに、灌漑地にその地味に応じた土地税を課すのは政府であること、以上の二点はそれまでも一般的に認められていた。」

これは、近代エジプトにおいて通年灌漑体系がほぼ完

備された一九二七年に、エジプト公共事業省が刊行した灌漑行政報告書の一節である。⁽¹⁾そこで言及されている一八八五年という年は、行政機構の大規模な再編を命じた一八八三年の国家構成法 (al-qānūn al-nizāmī, Loi Organique) を受けて、エジプト灌漑行政を、公共事業省に直属する灌漑監督官 (mudatish) 指導のもと、県 (mudiriya) 単位で組織すべき旨の法律が公布された年である。⁽²⁾

確かに、この報告書が指摘するように、近代エジプト灌漑行政が地方行政の一環として体系的に位置づけられるようになるのは、一八八二年以降のイギリス単独占領下においてであった。しかし、たとえそれがイギリス当局の目からみて不完全なものであったとしても、ナイル

に依存する水利社会であるエジプトが、それ以前に灌漑立法をもたなかった訳では勿論ない。そして、この事実をいみじくも示唆しているのが、「しかしながら」に続く、上記灌漑報告書一節の後半部である。

ところで、この後半部で叙述されているのは、農村社会の共同体的慣行と中央政府の統制とから運用された、エジプト古来の灌漑行政のあり方である。つまり、上記報告書の一節から読みとるべきは、一八八五年を境とした灌漑立法の有無ではなく、一九世紀エジプトにおける自然灌漑体系から通年灌漑体系への移行にとまなう、エジプト灌漑立法体系の性格の変化である。そして、この変化は、イギリス軍事占領を待って開始された訳ではなく、すでにイスマイル期(治世一八六三—七九年)においてみられたのである。

さて、本稿は、以上の如き認識に立って、イスマイル期における灌漑立法の性格を、一八七一年に公布された農業監督委員会設置法 (*la'iqat tartib majlis tafish al-zirā'a*) の内容を分析することによって明らかにすることを目的としている。この法律によって設置された農業監督委員会は、全般的な農業振興をその設置目的とし

て掲げているものの、もっぱら灌漑事業のための労働力・資材調達と水の分配管理とをその職務としていた。そのため、この農業監督委員会設置法は、灌漑立法としての性格を備えていたばかりか、当時の社会経済事情を最もよく反映した灌漑立法でもあった。まず、この法律の内容を紹介し、次いで、そこにみられるイスマイル期における灌漑立法の性格を、ムハンマド・アリー期(治世一八〇五—四八年)におけるそれとの比較を通して明らかにしてみたい。

(1) P. M. Tottenham, *The Irrigation Service, its Organization and Administration*, Cairo, 1927, p. 18.

(2) Al-Hukūma al-Misriya, *al-qawānīn al-'aqrābiya fi al-diyār al-misriya*, Cairo, 1893, pp. 278—81. (フランス語訳) Le Gouvernement Égyptien, *La Législation en Matière Immobilière en Égypte*, Le Cairo, 1893, pp. 427—33.) なお、この法律は、その他多くの法令集⁽¹⁾ 研究書において再録されている。

一 農業監督委員会設置法⁽¹⁾

農業監督委員会 (*majlis tafish al-zirā'a*) は、下エジプト地方 (*aqālim bahri*) に二〇、上エジプト地方 (*a-*

galim qibli) に三つ、合計五つが設置される。⁽²⁾ 各委員会は、委員長 (rais)、技師である副委員長 (al-waki min al-muhandisin) 各一名と、監督区所属の郡 (markaz) からそれぞれ一名選出される委員とから構成される。委員長、副委員長は政府官吏から任命されるが、委員は、郡訴訟委員会 (majlis da'awi al-markaz) メンバー選出当日、県知事 (mudir) あるいは彼の代理人立ち会いのものと、郡所属の全村落行政委員会 (majlis id'ara mashyakh al-balad) メンバーによって、村落有力者 (mu'atabari al-ahali) たちのなかから選出される。⁽³⁾ なお、委員の任期は一年であり、もし村役人職 (wazifa shiyakhia) についている者が委員に選出された場合には、彼は、任期中における彼の代理人を任命する。(一、二、三条)

その職務は以下の九つである。(1) 監督区で必要とされる灌漑事業の調査。(2) 監督区で実施される灌漑事業の監督。(3) 灌漑事業日程と調達資材量の決定。(4) 灌漑事業に必要な徴発労働力の村落への割り当て。(5) 灌漑事業によってたらされる便益の査定。(6) 県を通じての灌漑事業日程の告示。(7) 灌漑事業で支出される経費の確認。(8) 村

落行政委員会報告書に基づく、耕作期における各村落の作付事情の調査。(9) その他、土地改良、農業振興に必要な措置の実施。(五条)

そのため、農業監督委員会は、次の三つの文書を保管していなければならない。(1) 監督区に所属する全村落の耕地面積と徴発可能な住民数の登録簿。(2) 監督区における大用水路 (tur'a, pl. tura)⁽⁴⁾、水門稿 (qanfara, pl. qanfir) 、小用水路 (misq^m, pl. masaq^m)、排水溝 (masrif, pl. masarif) 、堤 (hawsha, pl. hawwash) 、引水口 (barbakh, pl. barbikh) の位置と⁽⁵⁾、これら灌漑施設からの便益を享受する村落 (jihat) 名を記載した地図。(3) 灌漑事業のために調達された資材についての明細書。(四条)

なお、灌漑事業は五種に分類され、各種事業における経費負担者と労働力徴発方法は、以下の如く定める。(1) 便益が二県以上に及ぶ事業。(2) 便益が一県内の村落に及ぶ事業。(3) 便益が二郡以上の村落に及ぶ事業。(4) 便益が一郡の村落に及ぶ事業。(5) 便益が二カ村あるいは一カ村、さらには村落の一部の土地にしか及ばない事業。以上五種の事業のうち、第一・二種事業は公共事業 (al-'ama-

iyā al-'umūniya) と認定され、国庫がその経費を負担し、必要な労働力は便益を享受する県の住民たちから徴発される。第三・四種事業は共同事業 (al-'amāliya al-mushṭaraka) と認定され、便益を享受する郡の住民たちがその経費を負担し、必要労働力も彼らのなかから徴発される。そして、第五種事業は個人事業 (al-'amāliya al-ḥusūsiya) と認定され、必要経費、労働力は便益享受者が負担する。(一九、三七条)

農業監督委員会は、その職務に基づき、毎年灌漑事業計画書を作成するが、そのために、郡単位で暫定委員会 (al-jam'iya al-muwagata) が設置される。この委員会は、郡役人である一名の技師 (muhandis) と、四名の村落有力者 ('umad min a'yān ahāli bilād dā'ira al-markaz) とから構成される。四名の村落有力者は、村落訴訟委員会メンバー選出当日、県知事あるいはその代理人立ち会いのもと、郡所属の全村落行政委員会メンバーによって選出される。なお、彼らの任期は一年である。(三三、三四条)

この暫定委員会の職務は、農業監督委員会に提出する灌漑事業明細書を作成することである。そのため、所定

の期日に郡所属の村落を巡回し、以下の三つの作業を行う。(1) その年必要とされる新たな灌漑施設の建設、既存の灌漑施設の修繕、水路浚渫についての調査と、それぞれの事業に必要な徴発労働力の査定。(2) 事業計画についての関係村落行政委員会との調整。(3) 石、木材など資材調達のための情報収集。もし、新たに建設される灌漑施設からの便益が二郡以上の村落に及ぶような場合には、便益を享受する郡の暫定委員会は連絡し合い、当該事業計画について調整を行う。なお、こうした手続きが取れなかった場合には、その旨事業明細書に記載される。(三五、三六条)

以上の作業をへて、上記五つの事業種ごとに、個々の事業に関する必要労働力と事業日程を記載した、灌漑事業明細書が作成される。その際、労働力査定については、事業の難易度を考慮し、用水路建設事業日程の決定については、事業実施によって耕作期に水が欠乏することのないよう十分に注意されなければならない。同時に、この事業明細書には、次の二点が注記される。(1) 新たな事業によって利用される土地の面積、その所有者名と所属村落名、そして、そこに課せられている税目。(2) 徴発勞

働力を割り当てたものの、関係村落の住民数が少なく、さらに、関係村落住民が代替労働力を雇用しえないために、必要労働力を満たすことができない事業。また、暫定委員会は、こうした事業明細書とは別に、郡所属の村落から調達しえる資材について、その量と所在場所を記載した明細書を作成する。(三七、三九、四〇条)

さて、以上の灌漑事業明細書と資材明細書は、各郡の暫定委員会から農業監督委員会へ提出される。そして、提出完了時点で、灌漑技術監督官 (mutafitsh al-handassa) (a)、県知事、県の主任技師 (bāshmuhandis)、水分配監督官 (māmūr taqsim al-miyah) (6)、および、暫定委員会メンバーが一同に会する日が決定される。この会合において、上記二つの明細書は討議に付されるが、そこでは同時に、以下の三つの文書もまた検討される。第一は、臨時合併委員会 (Jam'iya ba'd al-marākiz al-mushtraka fi al'amal) から提出される共同事業明細書である。この合併委員会は、その必要を認めただにも拘らず、郡暫定委員会レベルで調整がつかなかった共同事業の明細書を作成するため、会合当日臨時に設置される委員会であり、関係郡の暫定委員会メンバーから構成される。第二

は、灌漑技術監督官から提出される公共事業調査報告書である。そして、第三は、暫定委員会灌漑事業明細書がすでに提出された後に、新たに必要が認められた事業について、村落行政委員会が提出する事業申請書である。なお、便益が少数の個人にしか及ばない個人事業に関して、もし当事者間に意見の一致がみられない場合には、彼らは農業監督委員会に対してその仲裁を求めることができる。(六、七、八、九条)

こうして、事業種ごとに事業計画が煮詰められるが、このうち、第一・二種事業については、資材費などの必要経費は県の主任技師によって見積られる。そして、この見積りは、灌漑技術監督官の検討をへて、内務省の灌漑技術局 (qalam al-handassa) (7) の承認をえなければならぬ。第三・四・五種事業については、以上の手続きを必要としないが、事業から便益を享受する当事者たちが、もしそれを望むならば、農業監督委員会が事業経費の見積りを行い、また、県が資材調達の便宜を計る。(一〇、一条)

また、徴発労働力の査定とその村落への割り当て、および、事業日程の村落への指示については、第一・二種

事業の場合、他の三種の事業との兼合いに注意しつつ、農業監督委員会が行う。第三・四・五種事業の場合、受益者負担原則に基づいて労働力は調達されるが、もし第五種事業当事者が、第三・四種事業、さらには第一・二種事業のための労働力をも提供せざるをえないため、その過重負担に耐えかね、労働力割り当てに対して異議を申し立てるような場合、彼は村落訴訟委員会に、また、そこで申し立てが聞き入れられない時には、郡訴訟委員会にその旨訴えることができる。また、関係村落の住民数が少なく、さらに、関係村落住民が代替労働力を雇用しえないため、必要労働力を調達しえない事業については、農業監督委員会が労働力配分調整を行う。なお、農業監督委員会は、もしそれが必要と認めたらば、事業計画全般について、地方行政監督庁 (Fatish 'umun al-abalin) に助力を求めることができる。(二二、一三、一四、一五条)

こうして、以上の手続きをへた後、農業監督委員会は、事業種ごとに事業計画書を作成する。第一・二種の事業計画書については、国庫が事業経費を負担するため、まず特別諮問委員会 (al-majlis al-khususi) に提出され、そ

こで灌漑技術専門家たちの検討に付される。次いで、財務省において、その年の予算内で、重要度に応じた事業の取捨選択、事業規模の修正がなされる。こうして、ヘディーウの閲覧を待って、勅令でもって、最終事業計画書が県と農業監督委員会に告示される。なお、地方当局が、見送られた事業を自らの負担で実施することを望む場合には、その望みは認められるが、その際、水門橋建設後の船舶通行税など、新規灌漑施設建設にともなう特別課税措置は、当該施設建設・維持費総額を越えるようなものであってはならない。そして、この課税額の査定は農業監督委員会が行い、その結果は、特別諮問委員会の承認と、農業省への通達をへなければならぬ。また、政府は、当該事業の技術指導のために一名の技師を任命するが、こうした技師の給与は、地方当局によって負担される。他方、第三・四・五種の事業計画書については、農業監督委員会から直接県に告示されるが、その際、郡の技師、県の主任技師などの灌漑技術専門家たちの意見を仰がなければならない。もし彼らの間に意見の不一致があるならば、灌漑技術監督官立ち会いのもと、特別委員会が召集され、そこで意見の統一が計られる。同様に、

第一・二種の公共事業に関して、農業監督委員会と灌漑技術監督官との間に意見の不一致がみられる場合には、当該農業監督委員会は、灌漑技術監督官立ち会いのもと、水分配監督官と隣接する他の農業監督委員会の副委員長（技師）とから構成される特別委員会を召集し、意見の統一を計らなければならない。（一六、一七、二〇条）

また、農業監督委員会監視のもと、県単位に、県所属の全村落行政委員会メンバーによって、四名の村落有力者からなる有識者が選出され、彼らは、土地所有者あるいはその代理人立ち会いのうえで、公共事業あるいは共同事業に利用される土地の面積を測量し、その価格を査定する。そして、当該地がムカーバラ税を支払った土地であるならば、当該地没収の補償として、土地所有者に対して、地価相当の金銭あるいは代替地が与えられるが、公共事業については国庫が、共同事業については便益享受者が、その経費を負担する。ただし、当該地がムカーバラ税を支払っていない土地であるならば、サイド法の規定に基づいて手続きが取られる。⁽¹⁰⁾（二二、二三、三八条）

さらに、公共事業あるいは共同事業によって利用され

る土地に関して、そこに課せられていた土地税、つまり、ハラージュ税 (*mal*) あるいはウシニル税 (*ushur*) は免除される。ただし、こうした免税措置によって生じた経常財政収入の欠損額は、ムカーバラ税を支払っていない土地に対する増税措置、あるいは、新規事業によって新たに耕作可能となった荒蕪地 (*al-mustab'adat al-kharifa 'an al-zimam wa kamniyat al-taqasit al-diwanlya*) に対する課税措置によって、補填されなければならない。もしこうした措置によっても欠損額を補填しえない場合には、代議員議会 (*majlis shura al-nuwab*) は、新たな財源を創設するが、その際、ムカーバラ税を支払った土地の税率に手をつけてはならない。⁽¹¹⁾ なお、個人事業によって生じた欠損額については、事業便益享受者がそれを負担する。（二二、二四条）

こうして、事業種ごとに、最終灌漑事業計画書が作成され、それに基づいて事業が実施されるよう、県を通じて各村落に告示される。公共事業と共同事業については、県の指示によって、郡警察 (*ma'muriya dabtiya al-markaz*) が特別に事業遂行の監督にあたる。農業監督委員会は、その職務規定に基づいて、必要に応じて、監

督区における事業進行状態、土地耕作状態の調査のため委員を派遣し、県が計画書通りに事業を実施していない場合には、その旨特別諮問委員会に報告する。また、委員会休会中には、委員長、副委員長は公共事業を監視巡回し、委員はそれぞれの選出郡における事業を監督する。そして、もし必要が生じた場合には、ただちに委員会を召集しなければならぬ。さらに、委員会メンバーは、事業監視巡回中に、郡警察長官 (ma'mur d'adhyā al-markaz) あるいはその他事業監督者が不公平な労働力徴発など職務違反を行った、と判断した時には、その旨県知事に報告する。報告を受けた県知事は、ただちにしかるべく調査を行い、その結果を郡の裁判所 (al-majlis al-nahall) に送付し、その旨農業監督委員会に報告する。最後に、農業監督委員会は、三〇日おきに事業報告書を、また、年度末には事業最終報告書を、特別諮問委員会に提出する。(二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一条)

さて、以上の灌漑事業職務とは別に、農業監督委員会は、水分配監督官 (ma'mur taqsim al-miyah) とともに、監督区における水分配管理を行う。水分配監督官は、技

師のなかから、各農業監督区に一名任命され、三名の補佐監督官 (mu'awinin) が彼を補佐する。また、同委員会は、新規灌漑施設の建設にともない、灌漑技術監督官、水分配監督官、県の主任技師と技師たちから構成される委員会を召集し、新たな水分配規則書を作成するとともに、それを全村落に告示する。(四一、四二条)

この水分配規則書には、正しい灌漑技術に基づいて公平な水分配を行うために、以下の五点が記載される。(1) 用水路の水深と灌漑に必要な水位。(2) 用水路が通過する土地。(3) 堤の決壊・閉鎖日程とその担当郡。(4) 堤が決壊される地点から各種用水路までの距離。(5) 決壊される堤の位置と灌漑時間。(四三条)

この水分配規則書に基づく水分配業務は、県の主任技師と郡の技師たちによって実施される。水分配監督官の職務は、水分配業務が規則通り実施されているかを監督することである。その際、水分配業務が、責任者の立ち会いのないまま、灌漑受益享受者たちに任せられるようなことがあってはならない。この規定に反して、耕作者が堤を決壊・閉鎖したならば、しかるべく処罰される。また、その結果他人の耕作に支障をきたしたならば、当

該者は、裁判所 (al-majlis al-mahalli) の判決を待って、損害賠償をしなければならない。(四一、四五条)

もし、水分配監督官が、上記水分配規則書について、その修正の必要を認めた時には、あるいは、灌漑施設の修繕によって、灌漑水位が変化した時には、彼はその旨を農業監督委員会に報告する。そして、農業監督委員会は、灌漑技術専門家から構成される委員会を召集し、この規則書の内容について検討し、必要な修正を加えたいので、新たな水分配規則書を各村落に告示する。(四四條)

最後に、水分配について不当な扱いを受けた者は、郡警察、水分配監督官、あるいは農業監督委員会に訴え、もしそこで問題が解決されない時には、地方行政監督庁に訴えることができる。こうして、この不当な扱いが確認され、それが郡の技師によってなされたと判断されたならば、水分配監督官は彼を解雇し、地方行政監督庁に對して、新しい技師の任命を要請する。そして、当の技師は郡訴訟委員会に、また、そこでは審査不可能な場合には、県の裁判所 (al-majlis al-mahalli) に送られ、彼の行為に對して判決が下される。さらに、もし県の主任技

師もまた、この不当行為に關与したと判断されたならば、水分配監督官は上記技師と同様な手続きを取る。なお、水分配監督官は、当の事件に關する調査報告書を、農業監督委員会に提出しなければならない。(四一、四六条)

(1) この法律は、一八八八年シャットワール月一八日(一八七一年一月二九日)に公布され、序言、四六の条文、そして結語から構成されている。また、この法律を補則する法令として、以下の四法令が公布された。(一)一九〇年ラジャブ月一日(一八七三年九月四日)付特別諮問委員会決定。(二)一九〇年ラジャブ月二三日(一八七三年九月一六日)付勅令。(三)一九〇年ドゥ・アルヒビシヤ月四日(一八七四年一月二三日)付勅令。(四)一九〇年ドゥ・アルヒビシヤ月一八日(一八七四年二月六日)付勅令。(一)は灌漑技師 (muhandis) を統轄する公共事業省 (diwan al-ashghat) 設置を決定した法令であり、(二)はそれにとまなう灌漑行政手続きの変更を命じた法令である。また、(三)、(四)は、農業監督委員会設置法では直接対象とされなかった灌漑実務官の詳細な職務内容を規定した法令であり、(三)は灌漑技師の、(四)は県知事 (muht) 、郡警察長官 (ma'mur qadibiya al-markaz) 、村落行政委員会 (majlis idāra mashaykha al-balad) の職務規定を扱っている。なお、本稿では、農業監督委員会設置法の原本 (la'ihat tartib majlis ta'jish al-zirā'a, Cairo, 1301 A. H.) を利用したが、以

下のフランス語訳も適宜参照した。Ph. Gelat, *Répertoire Général Annuel de la Législation et de l'Administration Egyptiennes 1840—1908*, vol. 3, Alexandrie, 1909, pp. 190—212.

(2) 四一条には、下エジプト地方における二つの農業監督委員会のうち、一つは、カリネービーヤ県、シャルキーヤ県、ダカフリーヤ県を、他の一つは、メヌフイーヤ県、ガルビーヤ県、プハイラ県を対象とする、と規定されている。しかし、上エジプト地方における三つの農業監督委員会がそれぞれの県を対象としていたかについては、確認できなかった。

(3) 村落行政委員会、村落訴訟委員会は、一七八八年シエター二月二日(一八七一年九月五日)付勅令によつて、村役人を補佐、監視するために、そして、村落内における争議を調査、仲裁するために、それぞれ設置された機関である。なお、村落行政、訴訟両委員会と、その上位機関である郡行政、訴訟両委員会の構成、職務を規定した上記日付の勅令が、以下の文献において再録されている。Amin Sami, *laqwin al-nil*, part 3, vol. 2, Cairo, 1936, pp. 943—51.

(4) 労働力徴発の対象となるのは、一五歳から五〇歳までの男子。cf. W. Wilcocks, *Egyptian Irrigation*, second edition, London, 1899, p. 402

(5) turfa は、二カ村以上の耕地の灌漑を行う用水路。

misq^{2a} は、たとえ二カ村以上の土地を通過していても、一、二カ村あるいは一カ村の一部の耕地に於いてのみ灌漑を行う用水路。masrif は、灌漑の水であらうが排水の水であらうが、耕地から水を流出せざる水路。qanifara は、turfa の上にかける石橋で、水位の調節をも計る。jir, pl. jusr は、ナイル、turfa (misq^{2a}) の堤。hawsha は、ナイルの jir とともに耕区 (hawd, pl. hiyad) を囲む堤。barbakh は、個人の耕地に水を引くために、jir に取り付けた引水口。なお、以上の灌漑施設の定義については、以下の文献に再録された一八九〇年および一八九四年の灌漑法を参照のこと。Al-Fukhna al-Misriya, *al-qawānīn al-laqrīya fi al-diyār al-misriya*, pp. 282—96, do., *majmū' qawānīn wa lamā'ih al-amwāl al-muqarrara*, Cairo, 1909, pp. 271—88.

(6) 水分配監督官 (ma'mur taqsim al-miyāh) については、本稿六八—六九頁を参照のこと。

(7) この灌漑技術局は、一八七四年に設置された公共事業省 (diwān al-ashghā) に統合された。この点については、註(1)を参照のこと。

(8) 地方行政監督庁 (diwān al-talīsh) は、灌漑行政を含む地方行政全般に亘って、地方行政機関を監督し、意見の調整を計る官庁。この官庁は以前から存在したようであるが、農業監督委員会設置法が公布される二日前の一八八八年シャッワール月一六日に、その詳細な職務内容を定め

た勅令が公布されている。なお、この勅令は、以下の文献に於いて再録されている。Amin Sami, *Isqatin al-mil*, part 3, vol. 2, pp. 970—2.

(6) また、堤 (Jir) の補強など、ナイル氾濫期の灌漑施設管理のために調達された資材の費用は、国庫によって負担される。(一八条) なお、ナイル氾濫期における灌漑施設管理について、毎年、その計画書が村落行政委員会の協力のもと、那行政委員会によって作成され、その写しが農業監督委員会と県に提出される。そして、灌漑施設管理はこの計画書に基づき、地元の警察の監督のもとに実施される。(三二条)

(10) ムカーバラ税とは、一括前払いされた六年分の土地税。一八七一年八月三〇日のムカーバラ法 (Tahiat al-mugahala) は、外債償還資金捻出のため、土地保有者に対して六年分の土地税前払いを呼びかけ、その代償として、支払い完了後土地税を半額にし、あわせて、ハラージュ地保有者に対しては、彼らの土地での完全土地処分権を認め、つまり、ここで問題となっている「ムカーバラ税を支払った土地」とは、この法律の適用によって完全土地処分権を認められたため、公共事業目的での土地没収の際、国庫から地価相当の補償を受ける資格をもったハラージュ地のことである。それ故、すでに以前から完全土地処分権を認められていたウシュル地が、同様な手続きを取られたことは、ここで指摘するまでもない。cf. 拙稿「一九世紀後半の

エジプト土地・税制度」『オリエンツ』二三卷一号、一九八〇年、一二—三頁。また、ムカーバラ税を支払っていないハラージュ地は、依然国家所有地と規定され、一八五八年のサイド法第三、一〇条の適用によって、公共事業のために無償で没収されうるとされたが、同法律第一一条では、代替地供与等の措置が規定されている。cf. 前掲拙稿、一二頁。なお、サイド法の全訳は、以下の文献にみられる。拙稿「エジプトにおける私的土所有権の確立」『東洋文化研究所紀要』九一冊、一九八二年、一三三—七八頁。

(11) この規定は、当時のエジプト政府にとって、ムカーバラ税による外債償還が、何にも優先して達成されるべき財政課題であったことを示している。

二 イスマイル期の灌漑行政

以上、農業監督委員会設置法の内容を紹介した。ところで、ここで断わるまでもなく、前節においてこの法律の内容を詳しく紹介したのは、当時そこにもみられる灌漑立法が現実において法文通りに適用された、ということを主張するためでは勿論なく、この法律がイスマイル期における灌漑行政の性格をよく反映しているからに他ならない。そのため、以下、本節において、イスマイ

ル期の灌漑立法における幾つの特徴を、一九世紀前半のムハンマド・アリー期における灌漑立法との比較を通して指摘してみたい。なお、ここでムハンマド・アリー期の灌漑立法とは、一八四五年に公布されたムハンマド・アリー法令集(qānūn al-umūlakhabāt)にみられる灌漑立法である。⁽¹⁾

さて、イスマイルル期の灌漑立法においてまず目につくのは、ムハンマド・アリー期の灌漑立法が、一カ村あるいは数カ村からなる狭い地域社会での灌漑行政(以下、村落灌漑行政と呼ぶ)を主たる対象としているのに対し⁽²⁾、それが、もっぱら複数の郡さらには県からなる広い地域社会での灌漑行政(以下、広域灌漑行政と呼ぶ)を対象としている、という事実である。この事実は、イスマイルル期における灌漑立法当局の関心が、ムハンマド・アリー期における村落灌漑行政の組織化を踏まえて、より広域的な灌漑行政の組織化に向った、ということによって説明されるだろう。しかし、同時に指摘すべきは、ムハンマド・アリー期からイスマイルル期にかけてみられた、エジプト灌漑行政の性格の変化である。そして、この変化は、とりわけ、灌漑事業のための労働力徴発規

定の内容に反映されている。

すなわち、ムハンマド・アリー期においては、広域灌漑行政と村落灌漑行政との違いは、ただ単に灌漑行政範囲の次元での差違としか意識されておらず、それ故、広域灌漑事業のための労働力徴発は、村落灌漑事業がそれに基づいていた、農村社会の共同体的労働力提供慣行の延長として捕えられている。しかるに、イスマイルル期においては、広域灌漑事業は、村落灌漑事業とは異なる範疇の事業として規定されるようになった。

そして、この区別を示す規定こそ、農業監督委員会設置法第一九、三七条にみられる、便益の及ぶ範囲を基準とした、灌漑事業の五分類である。つまり、この分類を規定した立法当局の意図は、村落灌漑事業を受益者負担原則が適用される個人事業として、その実施を地方行政機構にゆだね、広域灌漑事業、とりわけ複数の県にその便益が及ぶ公共事業を国家事業として、そのための労働力を再組織することであった。しかし、ここでは、受益者負担原則の強調によって、広域灌漑事業を村落灌漑事業と区別しつつも、前者の労働力を、依然として、農村社会の共同体的労働力提供慣行の延長線上で確保しよう

としてゐる。そのため、この事業分類規定には、ムハンマド・アリー期の賦役制度に依拠しつつ、イギリス単独占領期の賦役制度廃止を留意する、イスマイル期における広域灌漑事業立法の性格がよく反映されている。

ところで、直接土地耕作者である一般農民にとって、同じく労働力を提供するにしても、その対象が村落灌漑事業であるのか、それとも広域灌漑事業であるのかによって、労働力提供の意味は全く異つたものとなることは自明であろう。つまり、村落灌漑事業のための労働力提供は、たとえそれが賦役徴発という形態をとつたとしても、農民自らがそのために直接的な便益を受けるために、農民の土地経営にとってそれ程負担とは感じられず、それまでの共同体的労働力提供慣行の継続と意識されたであろう。これに対して、広域灌漑事業のための労働力提供は、農民自らはそのためにせいぜい間接的な便益しか受けないうために、農民の土地経営にとって過重なる負担となり、逃避の対象となる。実際、こうした公共事業のための労働力徴発が、ムハンマド・アリー期において、多くの農民の逃散と有力者への庇護民化をもたらした原因の一つであった。⁽³⁾ また、イスマイル期においても、公

共事業のための労働力の提供が農民に対して過重なる負担を強いたことは、例えば第一三条の如く、農業監督委員会設置法において、労働力徴発に際しては、個人・共同・公共事業それぞれの便益が及ぶ範囲に注意し、公平な労働力配分をすべき旨の規定が繰り返されること⁽⁴⁾が、これを示している。

ともかく、こうして、広域灌漑事業を賦役として徴発しようとする限り、何らかの経済外的強制を必要とした。そして、この点に関して注目すべきは、ムハンマド・アリー治世末期からイスマイル期にかけて進展した地方行政・警察機構の整備である。もっとも、こうした一九世紀中葉におけるエジプト地方行政機構の展開については、すでに別の機会⁽⁴⁾で論及したところから、ここでは、農業監督委員会設置法から知ることができる以下の二点を指摘するにとどめる。第一は、農業監督委員会の設置と並んで、村役人を補佐あるいは監視し、村落内争議を仲裁する機関として村落行政、訴訟両委員会が、さらには、その上位機関として郡行政、訴訟両委員会が設置されたことである。次いで、第二は、灌漑事業、とりわけ公共事業監督のために、ムハンマド・アリー期において

は、しばしば軍隊までもが動員されなければならなかったのに対して、イスマイル期においては、地方警察機構が動員されていることである。そして、農業監督委員会が、こうした地方行政・警察機構との協力のもと、その職務を遂行したことは、前節でみた通りである。

と同時に、こうした経済外的強制のための手段とは別に、ムハンマド・アリー期とイスマイル期における、経済外的強制の質の違いにもまた注目しなければならぬ。すなわち、ムハンマド・アリー期の労働力徴発は、農民の土地繫縛政策と結びついた、身分拘束的要素の強いものであった。しかるに、ムハンマド・アリー治世末期以降、私的土地所有觀念の導入とともに、農民の土地繫縛政策は放棄されていく。その過程を一言で述べると、農民の事実上の土地喪失を法的に追認していく過程であったが、イスマイル期の灌漑立法、とりわけ受益者負担原則の強調に反映されているのは、この一九世紀中葉における土地政策の変更なのである。⁽⁶⁾つまり、受益者負担原則規定は、一見すると、経済合理的な労働力配分を指向しているかにも見えるが、その実、公共事業のための賦役を個々の農民の責任によって再編成すること

を目的とした規定であった。そして、その帰結が、農民の土地喪失と有力者への庇護民化であることは、明らかであろう。

さらに、一般農民は、こうした労働力提供とは別に、灌漑事業のための経費をも過重に負担させられた。この事実を象徴的に示すのが、農業監督委員会設置法第二四条の規定である。つまり、そこでは、共同事業と公共事業のために利用された土地に対する免税措置によって生じた經常財政収入の欠損額が、ムカーバラ税(実に六年分の土地税の一括支払い)を支払えない中小農民に転嫁されているのである。

さて、以上の論述から、どの階層がイスマイル期の灌漑行政を推進し、同時に、そこから最も多くの利益を引き出したのかについては、もはや明らかであろう。それは、一九世紀中葉においてエジプト土地政策の変更をもたらした一連の措置によって土地を集積した階層、つまり、王朝一族、トルコ系支配階層、遊牧民の首長、村落有力者層、そして外国人であった。とりわけ、イスマイル期における顕著な現象は、地主階級としての村落有力者層の台頭である。実際、農業監督委員会、郡暫定

委員会、村落行政・訴訟委員会、郡行政・訴訟委員会の委員になったのは、こうした村落有力者たちであった。さらに、彼らは、地方行政のみならず、一八六六年以降、代議員議会 (*majlis shūrā al-nuwwāb*) の主力メンバーとなることによって、中央行政においても大きな影響力をもった。(2)

そして、こうした村落有力者層台頭の経済史的背景は、当時における綿花栽培の普及であり、この夏作物である綿花の栽培普及は、夏運河建設等による通年灌漑体系の整備を待って初めて可能であった。こうして、一八七一年の農業監督委員会設置法は、自然灌漑体系から通年灌漑体系への移行と、それにもなう綿作モノカルチャーの展開がみられたイスマイル期の灌漑行政の性格を象徴する灌漑立法といえよう。

- (1) *qānūn al-muntakhabāt* は、一八三〇年の農業法 (*qānūn al-ālāha*)、一八三七年の行政法 (*qānūn al-siyāsa al-malakīya*)、一八四二年の灌漑法 (*al-ḥikmat al-jusūr*)、およびこれら法律を補則する一連の法令を集めた、二〇三条からなる法令集である。そのなかで、灌漑立法と做される条文は、七六—八〇条、八七—九七条としてそれぞれ採録された。一八四二年の灌漑法と一八四三年の灌漑事業

法 (*qānūn 'amaliyāt al-jusūr*) のほか、一—五五条として採録された一八三〇年の農業法にみられる灌漑、灌漑事業に関する条文などである。

なお *qānūn al-muntakhabāt* # F. Jihād, *qānūn al-ḥikma wa al-qaḍā'*, vol. 3, Alexandria, 1891, pp. 351—78, Aḥmad Zaḡhlīl, *al-muḥāmmāt*, Cairo, 1900, appen dix, pp. 100—55 に再録されているが、農業法と灌漑法については、以下の文献において、英文による翻訳が試みられている。拙稿「Egyptian Village Community under Muḥammad 'Alī's Rule—An Annotation of *Qānūn al-Fitāha*—», *Orient*, vol. XVI, 1980, pp. 195—213.

(2) 拙稿「Egyptian Village Community」, pp. 191—3、および灌漑法を参照のこと。

(3) H. A. Rivlin, *The Agricultural Policy of Muḥammad 'Alī in Egypt*, Harvard Univ. Press, 1961, pp. 66, 204.

(4) 拙稿「エジプトにおける私的土地所有権の確立」一一—二〇頁。

(5) H. A. Rivlin, *The Agricultural Policy of Muḥammad 'Alī*, p. 245.

(6) この一九世紀中葉における土地政策の変更を詳細に論じたのが、前掲拙稿「エジプトにおける私的土地所有権の確立」である。

(7) 一八六六年から一八七九年まで開催された代議員議会

において、議員メンバーの六〇—八五パーセントが村長 (‘umda, pl. ‘umad) に占められていた。cf. M. Khalil Subhi, *tārīkh al-ḥayāt al-miyābiya fi miṣr*, Cairo, 1939, pp. 18—34.

おわりに

農業監督委員会は、一八八〇年一月三日の勅令によって廃止された⁽¹⁾。しかし、その職務は、イギリス単独占領下における灌漑区 (tatiṣh al-rāy, Circle of Irrigation) 制度として受け継がれた。このように、イギリス単独占領下における灌漑行政再編の方向づけは、すでにイスマイル期において敷かれたといえる。しかし、同時に、イギリス単独占領期においては、当時における自然灌漑体系から通年灌漑体系への移行の完成という灌漑事情を反映して、幾つかの新たな展開がみられた。そのため、以下本稿の結びとして、こうした展開のうち、とりわけ重要と思われる次の二点を指摘しておこう。

第一は、一八八九年における賦役制度の廃止である。

ところで、東洋的賦役制度に批判的なイギリス当局の態度なくしては、一八八九年の時点で、賦役制度が廃止さ

れることはなかったであろうことは明らかである⁽²⁾。しかし、この措置については、次の二点が留意されなければならない。第一は、すでに指摘したように、イスマイル期において、労働力徴発に際して受益者負担原則が強調され、賦役制度廃止への展望が開けていたことである。そして、第二は、一九世紀末期のエジプトにおいては、

一九世紀前半と異なり、人口圧が顕在化しつつあったということである。つまり、当時のエジプト農村部には余剰労働力が滞留しつつあり、この余剰労働力を低賃金をもって公共事業に振り向けられる労働力事情があったのである。このことを象徴的に示しているのが、賦役制度廃止と機を一にして、エジプト労働力市場に出現する移動労働者 (‘arāṭin) の存在である⁽³⁾。差配によって組織されつつ、上エジプト地方から大挙して移動してくる彼らこそ、賦役制度廃止による公共事業のための人手不足を解消し、さらに、綿花収穫時における綿つみなど、季節的、一時的に増大する労働力需要を満たしたのであった。

次いで、指摘すべき第二は、一八九八年における、農業振興を目的とした王立農業会 (al-ḥamīya al-zirā‘iya)

の設立である。この王立農業会は、カイロに本部を置き、その支部として、県知事を委員長に、灌漑監督官、有識者、郡レベルからの代表者など四名の委員から構成される県農業会 (*Tajnat al-mudiriya*)、さらに、郡農業会 (*Tajnat al-markaz*) をもつ組織であった。⁽⁴⁾ ところで、ここで想起すべきは、イスマイル期の農業監督委員会が、実質的にはその機能を果していなかったとはいえ、一般的な農業振興をその設立目的として掲げていたことである。つまり、王立農業会の萌芽はすでに農業監督委員会においてみられ、地主階級は、イギリス単独占領下における通年灌漑体系の整備を待って、本格的に農業振興へと向ったのである。そして、この王立農業会のもとで、作物品種の改良、化学肥料の奨励等が推進され、ここに、単位面積あたり高い収穫高をもつ、労働集約的近代エジプト農業が展開されることとなった。⁽⁵⁾

以上、イギリス単独占領期における展開を一瞥しただけでなく、一九世紀エジプトにおける自然灌漑体系から通年灌漑体系への移行は、ただ単に農耕体系の変化をもたらしたのみならず、土地、労働力、資本市場にも大きな影響を与えたことが理解されよう。そして、その結果、エジプト農村社会構造が大きく変容したであろうことは、容易に想像がつく。そのため、本稿は、近代エジプト農村社会構造の変容を跡づける作業の一環として、一九世紀エジプト灌漑行政における制度的変容の一端を明らかにしようとする目的から執筆された。⁽⁶⁾

- (1) Al-*Hukma al-Misriya, al-qawamin al-'aqariya fi al-diyar al-misriya*, p. 275, Ph. Gelat, *Répertoire Général Annulé de la Législation et de l'Administration Égyptiennes*, vol. 3, p. 219.
- (2) 賦役制度の廃止については多くの文献があるが、とりあえず以下の文献を参照のこと。W. Wilcocks, *Egyptian Irrigation*, pp. 401-15.
- (3) 移動労働者については、以下の文献を参照のこと。長沢栄治「エジプトの移動労働者」『アジア経済』二二巻一―号、一九八〇年、五七―七五頁。
- (4) 王立農業会については、以下の文献を参照のこと。木村喜博『エジプト経済の展開と農業協同組合』アジア経済研究所、一九七七年、一八二―一九〇頁。
- (5) Alan Richards は、一八九〇―一九一四年における農業振興によって達成された農業生産高の上昇を、「Green Revolution」と呼んでゐる。cf. Alan Richards, *Egypt's Agricultural Development, 1800-1980. Technical and Social Change*, Westview Press, 1982, p. 55.

(6) 灌漑体系の変化を焦点にすえて、近代エジプト社会の変容過程を分析しようとした研究として、前註で掲げた文献のほか、以下の石田氏の文献がある。石田進『帝国主義下のエジプト経済』御茶の水書房、一九七四年。

(一九八二・八・一二 脱稿)

(東京大学東洋文化研究所助手)

* 本稿は昭和五十七年度科学研究費補助金(総合研究A、研究代表者渡辺金一)「地中海地域における社会経済的空間組織の形成に関する比較的研究」による研究成果の一部である。